

広島県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十八年三月三十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三二号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
世羅郡世羅町大字西上原字馬上九九二番一地从先から 世羅郡世羅町大字東上原字大原二〇二番一地从先まで	一六・〇〇〇 六二・四〇〇	六・五〇〇 七・八〇〇 一六・〇〇〇 六二・四〇〇	一、七六七・〇〇〇 一、八五〇・〇〇〇 県道三原東城線と重複 ダブルウェイ解除 不用物件延長 一、七二三・五〇メートル 県道三原東城線と重複

一 道路の種類

県道

二 路線名

三原東城線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
世羅郡世羅町大字西上原字馬上九九二番一地从先から	一、七六七・〇〇〇	六・五〇〇 七・八〇〇 一六・〇〇〇 六二・四〇〇	一般国道四三二号と重複

世羅郡世羅町大字東上原字大原二〇二番一
地
先まで

新

一六・〇〇
六二・四〇

一、八五〇・
〇〇

ダブルウェイ
解除
不用物件延長
一、七二三・
五〇メートル
一般国道四三
二号と重複